平成２３年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目１番23号　エメロード21―201号
債務者　下世　勇次
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目１番23号　エメロード21―201号
債務者　下世　和枝
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市坂元町15番63号　グリーンハイツ東洋103号
債務者　堀口　健夫
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町38番１―401号
債務者　日高　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
鹿児島県いちき串木野市大里3959番地１　県営橋之口団地311号
債務者　竹　　光子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町６番８号　友遊館２号館
債務者　中野　省三
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
鹿児島県いちき串木野市上名10526番地２
債務者　増田　　彰
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８号
福島県南相馬市原町区三島町１丁目54番地　三島グランドハイツ６号
債務者　佐藤　幸代
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１３０号
長野県大町市大町3626番地１
債務者　杉山　麻理（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２１号
岐阜県下呂市宮地2520番地７
債務者　波多野聖彦
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
滋賀県野洲市久野部164番地　サンフォーレ野洲404号室
債務者　土田　亜紀
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０号
滋賀県湖南市菩提寺1492番地122
債務者　神原　英治
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
大津市下阪本５丁目21番14号　101号
債務者　山口　知幸
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
滋賀県高島市今津町福岡274番内１・275番合併地２
債務者　飯田　辰留
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８７号
滋賀県草津市新浜町556番地１
債務者　重田　善久
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１０号
大津市栄町20番８号　301号
債務者　長谷川裕子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１５号
滋賀県甲賀市信楽町牧867番地５
債務者　山口　　力
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５１号
京都市伏見区横大路天王前１番地１　日光ハイツ508号
債務者　久乗　知子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係